

## 「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」イベント利用規約

「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」イベント利用規約(以下「本規約」という)は、朝日放送グループホールディングス株式会社(以下「当社」という)が所有し管理する「Art Beat Cafe NAKANOSHIMA」(以下「本店舗」という)内のステージを使用しイベントを開催する利用(以下「イベント利用」という)に関し、当社及び当社から本店舗の運営を受託する株式会社 RETOWN(以下「運営受託会社」という)と、イベント利用を行う主催者(以下「主催者」という)との間の権利義務関係を定める。

### 第1条(本店舗のイベント利用に関する条件)

1. 主催者は、本規約のすべてに同意し署名捺印をした本規約及び別紙の利用申込書を、当社及び運営受託会社で構成する事務局(以下「事務局」という)に電子メールまたは郵送で提出の上、第4項に記載の前受け金の金額を、第4項のとおり支払うことにより、申し込みを行うものとする。
2. 主催者は、イベントの入場者への前売チケット及び当日チケットの販売、イベントの入場者の予約受付等を、自ら行うものとし、必要な要員を手配する。
3. 主催者は、イベントの入場者への前売チケット及び当日チケットの1枚あたりの販売金額に、イベント開催時に本店舗で販売するドリンク1杯分と引換え可能なドリンク券1枚500円(消費税込)(以下、「ドリンク券」という)を含むものとする。
4. 主催者は、イベント利用料の前受け金として1公演あたり10,000円(消費税込)を申込書に記載の期日までに、事務局が指定する銀行口座に振込にて支払う。なお、振込手数料は主催者の負担とし、事務局が当該振込を確認できた時点で、本店舗の利用が決定する。
5. 主催者は、イベント利用料として、チケット1枚あたりの販売金額のうち、ドリンク券1枚500円(消費税込)及びチケットの販売金額からドリンク券1枚500円(消費税込)を差引いた入場料売上の20%に相当する金額を事務局に支払う。なお、前項に記載の前受け金は、イベント利用料に含むものとする。
6. 前項のイベント利用料により、主催者が利用可能な本店舗の設備の音響関連設備及びステージ照明関連設備は、別紙のとおりとする。
7. 主催者は、別紙に記載の音響関連設備を使用する場合は、必要なPAオペレーターを、自ら手配するものとする。別紙に記載のステージ照明関連設備を使用する場合は、調光は主催者またはPAオペレーターでおこなうものとする。
8. 主催者は、第6項に記載の設備以外のイベント利用に必要な機材、備品を、自らの費用で搬入・搬出・設営・撤去における必要な人員を含め手配し持ち込む。ただし、第4条第2項乃至第4項の禁止事項に記載の持ち込みはできない。
9. イベントの設営、リハーサル、本番及び撤収までの利用時間は、合計6時間以内とし、それぞれの設定時間については次のとおりとする。
  - ① 昼公演の場合  
設営・リハーサルは、9時～11時の間で設定する。本番は14時～17時の間で設定する。ただし事務局に事前に書面による相談の上、事務局が許諾する場合は、この限りではない。
  - ② 夜公演の場合  
設営・リハーサルは16時～18時の間で設定する。本番は18時～21時の間で設定する。ただし事務局に事前に書面による相談の上、事務局が許諾する場合は、この限りではない。
10. 主催者は、イベント利用終了後、本店舗を自らの費用及び責任において原状に回復するものとする。

主催者が原状回復を行わない場合は、事務局が原状回復を行い、その作業に伴う一切の費用を主催者に請求する。

11.主催者または主催者の関係者の不注意その他によって本店舗の設備に損害が生じた場合は、事務局は主催者に損害賠償を請求する。

12.主催者は、以下の内容を遵守する。

(ア) 社会通念に照らして品位に著しく欠ける行為、公序良俗に反する行為、特定の企業、団体及び個人を非難、攻撃または妨害する行為、来場者等の安全や会場の秩序を保つことに支障をきたす恐れのある行為を行ってはならない。事務局が、事務局の判断において行為の中止を求めた場合、主催者は行為を中止しなければならない。

(イ) 主催者以外の著作権、著作者人格権及び肖像権などの各種権利を侵害する行為を行ってはならない。事務局が、各種権利の遵守のために適切と判断し行為の中止を求めた場合、主催者は行為を中止しなければならない。

(ウ) 特定の政治的、宗教的、思想的な主張を含む行為を行ってはならない。事務局が、事務局の判断において行為の中止を求めた場合、主催者は行為を中止しなければならない。

(エ) 音響関連設備を使用する場合、音のレベルは、PA 卓位置で 95dB 平均かつ最大 100dB までとし、その規制を遵守する。音響関連設備を使用せずに音を発する行為の場合、事務局が近隣に迷惑を及ぼすと判断し行為の中止を求めた場合、主催者は中止しなければならない。

(オ) 本店舗内への介助動物以外の動物(生死を問わず)の持ち込みを行うことはできない。ただし、事務局に事前に書面による相談の上、事務局が許諾する場合は、この限りではない。

13.本店舗、本店舗内控室及び当社の敷地内は、禁煙とする。

14.主催者は、消防法規等の法令および本規約を遵守する。

## 第 2 条(イベント利用料の支払い)

1. 主催者は、前条第 5 項に記載の金額を、イベント利用日の退出前までに、本店舗内のレジにて現金またはキャッシュレス決済にて事務局へ支払う。

1. 前条第 5 項に記載のイベント利用料の金額が前条第 4 項に記載の前受け金を下回る場合は、事務局は、イベント利用料と前受け金の差額を前条第 10 項に記載の現状回復後に相殺し、現金により返金するものとする。

## 第 3 条(キャンセル、変更及びキャンセル料の支払い)

1. 主催者は、イベント利用が決定した後にキャンセルまたはイベント利用の日程・内容等を変更する場合、速やかに事務局に連絡するものとする。

2. キャンセルの場合、前項の連絡を行った日付が利用開始日の 3 日前から当日までの場合、主催者は事務局に対し、キャンセル料として 10,000 円(消費税込)を支払う。

3. 前項に記載のキャンセル料が発生する場合は、事務局は第 1 条第 4 項に記載の前受け金を充当するものとする。

## 第 4 条(禁止事項)

1. 主催者は、本規約における契約上の地位及び権利義務の全部または一部を第三者へ譲渡し、承継させもしくは担保に供してはならず、本店舗の貸切利用の転貸し等(賃料等の有無を問わず)を行って

はならない。

2. 主催者は、裸火(熱源が気体燃料、液体燃料、固体燃料及び電気のいずれか)に該当する火気使用設備器具の持ち込み及び使用はできない。
3. 主催者は、消防法で定める危険物品、可燃性ガス、可燃性液体類・固体類及び火薬類等の危険物品の持ち込み及び使用はできない。
4. 主催者は、事務局が本店舗の安全な運営の妨げになると判断する内容の持ち込み及び使用はできない。

#### 第5条(知的財産権等)

1. 本店舗及び本店舗の公式サイト等のサービスを構成する文章、画像、プログラムその他のデータ等について的一切の権利(所有権、知的財産権、肖像権、パブリシティ権等)は、事務局または当該権利を有する第三者に帰属する。ただし、主催者が自ら作成し著作権その他の権利を保有する場合、または権利者から必要な同意を得ている場合を除く。
2. 主催者及びアーティスト等主催者の関係者が保有する著作物の著作権その他の権利に関して発生する模倣等のトラブルについては、事務局は一切の責任を負わない。
3. 主催者及びアーティスト等主催者の関係者の知的財産権及び肖像権の使用に関しては、以下の通りとする。
  - ① 事務局及び事務局に委託された団体、企業、当社と朝日放送テレビ株式会社、朝日放送ラジオ株式会社等の当社のグループ会社または広報媒体やメディア等(電波媒体、紙媒体、WEB 媒体等)が、本店舗または主催者の利用内容に関する広報活動を目的とする場合、無償で事前の承諾なく主催者またはアーティスト等主催者の関係者の知的財産権及び肖像権を使用することができるものとする。使用の期間については、特に制限を設けないものとする。
  - ② 主催者またはアーティスト等主催者の関係者が保有する著作物の画像に関して、本店舗または主催者の利用内容に関する広報活動目的以外のいわゆる営利を目的とした使用が想定される場合は、事前に条件などを双方で協議する。

#### 第6条(イベント利用の解除)

1. 主催者が、次のいずれかに該当する場合は、事務局はイベント利用を直ちに解除することができるものとする。
  - ① 本規約の各条項に違反した場合。
  - ② 主催者が第7条に記載の反社会的勢力に該当すると事務局が判断した場合。
  - ③ 主催者が事務局の信用を失墜させる行為を行ったと事務局が判断した場合。
  - ④ 主催者が事務局の指示に従わない場合。
  - ⑤ その他主催者と事務局の信頼関係が損なわれたと事務局が判断した場合。
2. 前項の規定によりイベント利用が解除された場合は、事務局は主催者に対し、第1条第4項に記載のイベント利用料の前受け金を返金しないものとする。
3. 前2項の規定は、事務局の主催者に対する損害賠償請求を妨げるものではない。

#### 第7条(反社会的勢力の排除に関して)

1. 主催者は、自ら(法人の場合は、代表者、役員又は実質的に経営を支配する者)が暴力団、暴力団員、

暴力団関係企業、総会屋、社会運動標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等の反社会的勢力(以下「反社会的勢力」という)に該当しないことを表明し、かつ将来にわたっても該当しないことを確約する。

2. 主催者は、事務局が前項の該当性の判断のために調査を要すると判断した場合、その調査に協力し、これに必要と相手方が判断する資料を提出しなければならない。
3. 事務局は、主催者が反社会的勢力に属すると判明した場合、催告することなく、イベント利用を解除することができる。
4. 事務局が、前述の規定により、イベント利用を解除した場合に、事務局はこれによる主催者の損害を賠償する責を負わず、事務局から主催者に対する損害賠償請求を妨げない。

#### 第 8 条(不可抗力による本店舗の営業の休止、中止又はイベント利用の中止等)

1. 事務局は以下の各号に定める場合、本店舗の営業の休止、中止又はイベント利用の中止を決定することができる。
  - ①天災地変、疫病、戦争、内乱、テロ、ストライキ、輸送機関・通信回線の事故、行政からの命令、その他事務局の責めに帰すことが出来ない不可抗力によるやむを得ない事情が発生した場合。
  - ②その他、事務局が本店舗の営業またはイベント利用が適切でない判断した場合。
2. 事務局は前項に記載の場合における、本店舗の営業の休止、中止又はイベント利用の中止による損害の補償は行わない。

#### 第 9 条(機密保持)

主催者は、イベント利用及び本規約の履行に際して事務局から知り得た情報を第三者に開示または漏洩してはならず、イベント利用及び本規約の履行以外の目的で使用してはならない。ただし、次の各号の一に該当する情報についてはこの限りではない。

- ① 知り得た時点で、既に公知であった情報
- ② 知り得た時点で、利用者が守秘義務を負うことなく既に正当に保有していた情報
- ③ 知り得た後、利用者の責によらず公知となった情報
- ④ 利用者が事務局以外の第三者から守秘義務を負うことなく適法に取得した情報
- ⑤ 利用者が開示を受けた情報によらずして独自に開発した情報

#### 第 10 条(事務局の義務及び免責)

1. 事務局は、本店舗全体の管理・保全及び円滑な運営のため、最善の注意をはらうものとする。
2. 事務局は、主催者またはアーティスト等主催者の関係者の持ち込み備品等、主催者の資産等に生ずる盗難、紛失、損失、破損、損害又は主催者の行為による主催者および来場者その他の第三者に生ずる盗難、紛失、損失、破損、損害または人的災害を含む事故などについて、その原因のいかんを問わず、一切の責任を負わないものとする。
3. 事務局は、主催者が行うチケットや物品の販売について、一切の責任を負わないものとする。
4. 事務局は、主催者の義務の不履行によるイベント利用の解除に伴い、当該主催者が被るいかなる損害に対して一切の責任を負わないものとする。
5. 事務局は、第 1 条第 6 項に記載の本店舗の設備の不具合等に起因して、主催者に損害を与えたときは、第 2 条に基づき主催者が事務局に支払ったイベント利用料相当額を上限として主催者に生じた損害を賠償する。ただし、事務局の故意または重過失により当該損害が生じた場合は、この限りではない。

